

第3回嬉野市議会定例会

追加議案

平成24年9月18日提出

嬉 野 市

議案 番号	提出年月日	議 案 名	頁
66	平成24年9月18日	嬉野市いじめ問題等発生防止支援委員会設置条例について	1

議案第66号

嬉野市いじめ問題等発生防止支援委員会設置条例について

嬉野市いじめ問題等発生防止支援委員会設置条例を別紙のように制定する。

平成24年9月18日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 いじめ問題等に関し、専門的な見地から検討する委員会を設置するため、条例を制定する必要がある。

嬉野市いじめ問題等発生防止支援委員会設置条例

(設置)

第1条 嬉野市立学校におけるいじめ及び暴力等の問題行動（以下「いじめ問題等」という。）に関し、専門的な見地から検討を行い、改善を図るため、嬉野市いじめ問題等発生防止支援委員会（以下「支援委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 支援委員会は、嬉野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の要請に応じ、次の各号に掲げる事項について調査審議し、適切な指導及び助言を行うものとする。

- (1) いじめ問題等の実態把握及び改善策に関すること。
- (2) その他いじめ問題等の対策に関すること。

(組織)

第3条 支援委員会は、委員8人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 弁護士
- (2) 学識経験者
- (3) 臨床心理士
- (4) 警察関係者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が適当であると認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

4 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 支援委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は会務を総理し、支援委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 支援委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、支援委員会の会議の議長となる。

3 支援委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 支援委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め

ることができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、支援委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、平成24年10月1日から施行する。

